

## 静岡県公安委員会規程第18号

運転免許関係手続に係るキャッシュレス決済の導入に伴う関係公安委員会規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和5年12月27日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精治

運転免許関係手続に係るキャッシュレス決済の導入に伴う関係公安委員会規程の整理に関する規程  
(指定自動車教習所職員講習の実施に関する規程の一部改正)

**第1条** 指定自動車教習所職員講習の実施に関する規程（昭和59年静岡県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第4を次のように改める。

様式第4（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

<h2 style="margin: 0;">受講申込書</h2> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">名称 管理者</p> <p style="margin: 10px 0;">下記のとおり、指定自動車教習所職員講習の受講を申し込みます。</p>				
講習の種別				
講習日時	年	月	日から	日間
		月	日まで	
講習の場所				
受講者氏名 (年齢)	年 月 日 ( 歳 )			
主務兼務及び 経験年月	主 務		経験年数	年 月
	兼 務		経験年数	年 月
所持する資格 及び 取得年月日	副 管 理 者		年	月 日
	検 定 員		年	月 日
	教 習 指 導 員		年	月 日
摘要 (手数料)				

(初心運転者講習の実施に関する規程の一部改正)

第2条 初心運転者講習の実施に関する規程（平成17年静岡県公安委員会規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(講習の申込み)</p> <p><b>第10条</b> (略)</p> <p>2 前項の場合において、基準該当初心運転者は、静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）に定める初心運転者講習通知手数料の額に相当する額の静岡県収入証紙を様式第13号による初心運転者講習通知手数料納付書に貼り付け、前項の受講申込書とともに指定講習機関に提出しなくてはならないものとする。</p>	<p>(講習の申込み)</p> <p><b>第10条</b> (略)</p> <p>2 前項の場合において、基準該当初心運転者は、静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）に定める初心運転者講習通知手数料に係る領収証書等を様式第13号による初心運転者講習通知手数料納付書に貼り付け、前項の受講申込書とともに指定講習機関に提出しなくてはならないものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

静公委指令第 号

運 転 習 熟 指 導 員 解 任 命 令 書

年 月 日

殿

静岡県公安委員会 印

道路交通法第108条の5第3項の規定に基づき、下記のとおり運転適性指導員の解任を命じます。

記

1 解任を命ずる運転習熟指導員の住所及び氏名

住所

氏名

2 解任を命ずる理由

(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

初心運転者講習通知手数料納付書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

次のとおり、静岡県手数料徴収条例に定める初心運転者講習通知手数料を納付します。

講習年月日	年 月 日	講習場所	自動車学校
-------	-------	------	-------

手数料

備

考

(認知機能検査の実施に関する規程の一部改正)

**第3条** 認知機能検査の実施に関する規程（平成21年静岡県公安委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。



認知機能検査員講習申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

申請者	住所	
	フリガナ 氏名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先	自宅	（ ） —
	勤務先	（ ） —

手数料

様式第4号を次のように改める。

認知機能検査受検申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

氏名

道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の受検を申請します。

住 所			
	（電話 _____）		
生 年 月 日	年	月	日（ 歳）
有 効 期 間	年	月	日まで有効 ・ 失効中
運転免許証番号			
検 査 手 数 料			
備 考			
※ 検 査 場 所		※ 検 査 年 月 日	年 月 日

（注） ※印欄には記載しないこと。

(運転技能検査の実施に関する規程の一部改正)

**第4条** 運転技能検査の実施に関する規程（令和4年静岡県公安委員会規程第11号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

運転技能検査受検申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

氏名

道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査の受検を申請します。

住 所			
	(電話 )		
生 年 月 日	年	月	日 ( 歳)
有 効 期 間	年	月	日まで 有効 ・ 失効中
運転免許証番号			
検 査 手 数 料			
備 考			
※ 検 査 場 所		※ 検 査 年 月 日	年 月 日

(注) ※印欄には記載しないこと。

(若年運転者講習の実施に関する規程の一部改正)

**第5条** 若年運転者講習の実施に関する規程（令和4年静岡県公安委員会規程第15号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

若年運転者講習受講申請書 年 月 日 殿 住所 氏名 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習の受講を申請します。							
講習に係る 免許の種類	大 型	中 型	大型 二種	中型 二種	普通 二種	大特 二種	牽引 <sup>けん</sup> 二種
免許証番号	第					号	
交付年月日	年 月 日						
手数料							
備考							

（注） 講習に係る免許の種類欄は、該当するものに○印を付すること。

## 附 則

- 1 この規程は、令和6年1月15日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規程の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの公安委員会規程の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。